

御船町職員障がい者活躍推進計画

機関名	御船町（町長部局）
任命権者	御船町長
計画策定日	令和5年12月15日
計画期間	令和6年1月1日～令和10年3月31日（4年3か月間）
計画策定の趣旨	<p>障がい者の活躍は、「障がい者一人一人が能力を最大限に発揮できること」であり、全ての障がい者が、その障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるように取り組んでいくことが重要である。</p> <p>このことを踏まえ、令和元年6月には、障害者雇用促進法が改正され、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されたとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することとされた。</p> <p>御船町では、本計画をもとに、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりを目指し取り組んでいく。</p>
御船町における障がい者雇用に関する課題	<p>御船町においては、令和3年度から法定雇用率を達成していないため、速やかに改善する必要がある。また、障がいのある職員の活躍を推進するため、体制整備や各種取組の充実が必要である。</p> <p>なお、令和6年度以降にはユニバーサルデザインの取組として、執務室のOAフロア化を検討している。</p>
目標	
1. 採用に関する目標	<p>各年6月1日時点の法定雇用率を達成する。 （参考）令和5年6月1日時点の実雇用率 2.42% （評価方法）毎年の任免状況の把握等により進捗管理を行う。</p>
2. 定着に関する目標	<p>不本意な離職を極力生じさせない。 （評価方法）人事評価面談記録や職場等の満足度に関するアンケートを参考とし、任用状況により把握する。</p>
3. 満足度、ワークエンゲージメントに関する目標	<p>職員へのアンケートによる職場等の満足度の前年度比増。 ※計画初年度は目標基準データを収集する。 （評価方法）障がいのある職員に対して、アンケート調査を実施する。</p>

取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。（町長部局） ○障がいのある職員の相談窓口を設定する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選出・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○現に勤務する障がいのある職員や、今後採用される障がいのある者の能力や希望を踏まえ、職務の選定及び創出について検討する。 ○従来の業務遂行が困難となった障がいのある職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある職員に対し、相談窓口への相談のほか、人事評価面談等を通じ、必要な配慮等の有無を把握するとともに、その結果を踏まえて検討を行い、必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障がいのある職員からの要望を踏まえ適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、次の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できる条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能という条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」という条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ○関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援・配慮に努める。 ○本計画において、「害」の表記については、熊本県の取扱いに準じて、法令等の名称や専門用語である場合を除き、原則として平仮名で記載する。